

# 長岡市共通商品券協同組合 ながおかポイント事業 取扱店規約

## (総 則)

第1条 本規約は、「長岡地域版電子ポイント(以下「ながおかポイント」という。)」の利用等に関する事項について、取扱店と長岡市共通商品券協同組合(以下「当組合」という。)との間の契約関係を定めるものとする。なお、ながおかペイアプリの機能を利用したポイント事業のため、ながおかペイ取扱店規約に準ずる部分は省略する。

## (用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義を以下のとおりとする。

- 2 「ながおかポイント」とは、当組合が提供する電子ポイントサービスであり、QRコード決済システムにおいて記録・管理され、取扱店で買物等に付与されるポイントのことをいう。
- 3 「利用者」とは、ながおかペイ事業取扱店規約に準じる。
- 4 「取扱店」とは、ながおかペイ事業取扱店規約に基づき、手続きをした法人または個人事業主とする。
- 5 「端末」とは、ながおかペイ事業取扱店規約に準じる。
- 6 「組合員」とは、ながおかペイ事業取扱店規約に準じる。

## (目的)

第3条 当組合は、長岡地域のポイントサービスの環境を整え、取扱店でのながおかポイントを利用した販促活動を通じ、消費者の利便性向上及び都市間競争による、他地域への消費流出防止策の一助とする。また、当組合の組合員を中心とした取扱店経済的発展と有機的結合を強化し、長岡地域の商業振興に資することを目的とする。

## (事業への参加・精算)

第4条 ながおかポイントは、ながおかペイの取扱店が取扱いできる。

- 2 ながおかポイントは、ながおかペイやながおかポイントを利用した利用者に対してその決済額100円(税込)につき1ポイントを付与する。
- 3 取扱店は、発行ポイント数に1.8円を乗じて得た金額を組合に納入する。消費税の取扱いについては1円を不課税とし、0.8円を運営費とするため課税とし、消費税を加えて組合に納入する。
- 4 利用者が利用した交換ポイントは、1ポイントにつき1円と換算する。
- 5 発行したポイントと交換ポイントを相殺して、精算する。精算する預金口座はながおかペイと同様とする。

## (ながおかポイントの利用)

第5条 取扱店は、利用者がアプリ内のQRコードを提示、もしくは取扱店の掲示するQRコードをアプリで読み取ることで、商品等の販売または提供を求めた場合には、次の各項に基づき、ながおかポイントの利用で商品等の販売または提供を行うものとする。

- 2 当組合または取扱店の定める方法により、利用者は現金その他の支払方法及びながおかポイントを併用できるかどうかは取扱店の任意とする。また、ながおかポイント残高が商品等の販売または提供対価の総額に不足する場合には、利用者は、その不足額を当組合もしくは

取扱店が定める方法により、現金その他の支払方法で不足分の支払をするものとする。

- 3 取扱店は利用者に決済金額、ながおかポイント残高を画面で確認し、誤差発生をふせぐ対策をとること。利用者は、万一残高に誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとする。

(ながおかポイント付与の方法及び有効期限)

第6条 取扱店が利用者に付与するポイントの累積は1アカウントあたり100万ポイント未満とする。尚、販促活動でのポイントの割合は、システムにより変更が可能である。

- 2 ポイント発行による誤った金額の訂正は前回訂正または返品処理にて訂正するものとする。その際、間違った操作等による損失があった場合は、取扱店に於いて負担するものとする。
- 3 利用者が、利用するモバイル端末を変更する際は、当組合が定める所定の方法で、アプリの引継ぎ処理を行った場合、ながおかポイントの残高は繰り越しができるものとする。
- 4 ながおかポイントの有効期限は付与してから1年間とする。ただし、ながおかペイの利用もしくはポイントの利用・付与の際には、この期限を1年間延長するものとする。ただし、限定ポイント、イベントポイント等は別途期限を設定できるものとする。
- 5 ポイント発行の倍率は取扱店の任意で設定できる。なお、組合主催による共同企画の場合は組合で自動設定を行うものとする。

(準拠法)

第7条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とする。

(合意管轄裁判所)

第8条 取扱店と当組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を新潟地方裁判所又は簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附 則)

- 1 本規約の改正並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、当組合の理事会の決議を経て決定するものとする。
- 2 金融情勢の変動等により必要があると認められる場合は、月額システム利用料や決済手数料について、当組合における総会の決議により、合理的な範囲において変更できるものとする。
- 3 本規約は、令和5年2月1日から実施する。